

平成30年4月

新 生 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の 発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

お知らせ

後発品医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用推進について

厚生労働省の後発品医薬品促進の方針に従って、当院でも後発品の使用に積極的に取り組んでいます。

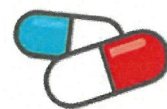
後発品医薬品の採用にあたっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

後発品医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。





供給が不安定な



医薬品があります

ここ数年、全国的な規模で、供給が不安定な医薬品が多数あり、
入荷に時間がかかったり、入荷不可能となっているものがあります。

供給が不安定な要因として下記のような事情がございます

- 製薬メーカーで不備が発覚し出荷停止、自己回収
- ジェネリックメーカーの経営不振による規模縮小
- 代替薬としての他社製品の供給が追いつかず出荷調整
- 原薬製造国から輸入が滞り、需要に製造が追いつかなくなる
- 薬価が下がり不採算となった医薬品の製造中止

過去の実績によって割り当てられたて入荷する薬もあり、

その医療施設毎に入荷できる薬には違いがあります。

入荷が困難な医薬品の処方をご希望の場合等、

処方医と相談し対応させていただきます。

